

平成18年7月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ネ)第863号 不当利得返還請求控訴事件(原審・京都地方裁判所
福知山支部平成17年(ワ)第46号)

口頭弁論終結日 平成18年5月30日

判 決

東京都品川区東品川2丁目3番14号

控 訴 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

C F J 株 式 会 社

スティーブン・バード

森 岡 紀 人

京都府福知山市

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

牧 野 聡

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

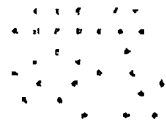
- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 被控訴人の請求

控訴人は、被控訴人に対し、199万5151円及びうち141万7404円に対する平成16年9月25日から支払済みまで年6分の、うち20万円に対する平成17年10月12日から支払済みまで年5分の、各割合による金員を支払え。

第3 事案の概要

- 1 本件は、消費者金融会社である控訴人と長年にわたり借入と弁済を繰り返し



てきた被控訴人が、控訴人に対し、利息制限法所定の利率に引き直し計算した結果に基づき不当利得として過払金等の返還を請求するとともに、併せて控訴人が取引履歴を開示しないことなどが不法行為に当たるとして損害賠償を請求し、原審裁判所は被控訴人の請求を全て認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴した事案である。

2 前提事実及び当事者の主張は、次のとおり改めるほか、原判決1頁の下から4行目から8頁9行目までのとおりであるから、これを引用する。

(1) 5頁5（控訴人主張部分）の全文を次のとおり改める。

「5 本件取引Aと本件取引Bとは、別の金銭消費貸借契約取引である。

本件取引はリボルビング契約であるが、次の契約が締結されるまでに、取引途絶期間が生じている場合には、わざわざ一体の取引と見る必要性がない。本件取引Aについては、平成4年1月17日返済により債務が消滅し取引が終了したのであり、その後9年9か月間を置いた平成13年10月26日、控訴人は、被控訴人との間で、極度額借入契約書（乙4）を作成して新たに極度額借入契約を締結し、新たに貸付をした（本件取引B）ものである。被控訴人は、控訴人との間で新たに極度額借入契約書を作成し、金銭の交付を受けたに過ぎず、借入金を過払分の弁済として受け取ったとは到底考えられない。

したがって、本件取引Aと本件取引Bは、別個独立の取引であり、一連一体のものではない。」

(2) 6頁2（控訴人の被控訴人の主張に対する反論部分）を次のとおり改める。

「2 被控訴人の主張2について争う。控訴人は、保存所持している全取引履歴を開示しており、何ら落ち度はない。貸金業法19条所定の業務帳簿の保管義務は取引終了後3年であり、本件取引Aについては、平成4年1月17日には取引が終了しており、平成7年1月17日には保存期間が満了している。控訴人は、その保存期間を経過した帳簿類で現に保管中のもの

を全て開示したので、不法行為責任を負わない。」

第4 当裁判所の判断

1 不当利得返還請求について

(1) 昭和63年5月9日現在の取引残高について

被控訴人と控訴人とが昭和63年5月9日より前から金銭消費貸借契約取引をしていたこと、控訴人が作成して所持する取引履歴では、昭和63年5月9日時点の残高が51万7452円であることは、当事者間に争いがない。

被控訴人は、控訴人が上記残高の存在につき立証しない限り、残高は存在しないものとして扱うべきであると主張し、控訴人は、被控訴人が上記残高を否定するのであれば、同時点での残高を被控訴人が主張、立証すべきであると主張するところ、同時点での債権の存在については、債権者である控訴人において立証責任を負うものと考えられるほかに、取引履歴を保存管理している、ないし保存管理が十分可能な貸金業者である控訴人においては残高の主張、立証が容易であるのに比し、一顧客である被控訴人に対して残高の主張、立証を求めることは困難を強いるもので取引の実情にもそぐわないものでもあり、控訴人の主張は採用し難い。そして、昭和63年5月9日時点での残高が51万7452円であるかどうかについては、取引開始当初から上記時点までの取引状況等を明らかにする証拠もなく、昭和63年5月9日時点での残高が幾らかは定かではないのであって、残高がはっきりしない以上、本件では、被控訴人主張のとおり昭和63年5月9日時点での残高は存在しないものとして扱うのが相当である。

(2) 本件取引Aと本件取引Bの関係について

証拠（乙1、乙2、乙4）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、本件取引A、Bを通じて0001-1027031という同一の契約番号によって被控訴人との金銭消費貸借取引を管理してきたものであること、本件取引A、Bは、利率、融資限度額、約定返済額等につき若干の差異がある可能性があ



るものの、ともに被控訴人があらかじめ当事者間で設定された限度額までは借入と返済を繰り返すことができる継続的消費貸借契約であることが認められるが、他方で、本件取引Bは、控訴人の計算で本件取引Aの債務が完済された平成4年1月17日の1万5404円の被控訴人の弁済から、9年9か月余り経過した後に開始されていること、その本件取引B開始日である平成13年10月26日、被控訴人と控訴人の間で、契約日を同日とする極度額借入契約書（乙4）を作成していることが認められる。

上記認定の本件取引A終了後9年9か月余りもの間取引が行われず、その後極度額借入契約書が作成されて本件取引Bが開始された事実からすれば、控訴人が本件取引Aと本件取引Bを同一の契約番号によって被控訴人との取引を管理し、また、その両取引契約とも、あらかじめ設定された取引限度額まで被控訴人が借入・返済を繰り返すことができる継続的取引契約であることを考慮しても、本件取引Aと本件取引Bは、別個の契約であると認めるのが相当である（これを通算して一体として計算するのは当事者の合理的意思に反するものというべきである。）。

(3) 控訴人の悪意と返還利息の利率について

控訴人は、貸金業法上の登録を受けた貸金業者であり、みなし弁済（貸金業法43条）が認められる場合を除き、利息制限法の制限利息を超える部分の支払が不当利得となることを認識していたものと認められる。そして、本件において、みなし弁済の主張立証もなく、控訴人において、みなし弁済が成立することを認識していたものと認めることはできず、控訴人は、受益につき悪意の受益者と認められる。

また、過払金の利息の利率については、控訴人は貸金業者であり、被控訴人からの受領金をその営業のために使用し収益を上げていることが推認され、被控訴人が控訴人に対し、利息制限法超過の約定利率を支払ってきたことに照らせば、商事法定利率年6分によることが当事者間の公平にかなうも



のというべきである。

(4) 消滅時効と相殺について

ア 以上のところからすれば、被控訴人は、本件取引Aについて控訴人に対し108万5444円（計算書の平成4年1月17日の残元金欄の96万5404円と過払利息残額欄の12万0040円の合計）の不当利得返還請求権を取得したものと認められる。

イ 消滅時効について

本件取引Aと本件取引Bは別個の債権であるから、本件取引Aについての上記アの被控訴人の控訴人に対する不当利得返還請求権は、控訴人が本件取引Aについて最後の支払をした日である平成4年1月17日の翌日から10年後の平成14年1月17日の経過により消滅時効が完成したものと認められる。そして、控訴人が、上記時効を援用していることは、記録上明らかである。

ウ 相殺について

(ア) 前提事実によれば、控訴人は、被控訴人に対し、平成13年10月26日に20万円、同年11月8日に1万円と5000円、同年12月12日に30万8109円を貸付けたことが認められる。

(イ) ところで、上記のとおり被控訴人の本件取引Aについての不当利得返還請求権の消滅時効の完成日は平成14年1月17日であり、控訴人の被控訴人に対する本件取引Bによる貸付（上記(ア)）に係る債権（債権額合計52万3109円）は、平成13年12月12日までに生じたものであり、証拠（乙4）によれば、本件取引Bについての返済方式は元利定額残高スライドリボルビング方式の約定で、毎月1回、約定返済日（毎月5日）までに返済を行うもの（約定返済日前の返済も可能）とされていたことが認められる。そうすると、被控訴人主張の相殺の自働債権である本件取引Aについての被控訴人の控訴人に対する上記不当利得返還



請求権と、受働債権である本件取引Bについての控訴人の被控訴人に対する貸付債権は、上記自働債権の消滅時効期間完成前に、各貸付の都度、相殺に適する状態にあったというべきであり、被控訴人においてその相殺を主張することができる（民法508条）。

(ウ) 以上のところからすると、本件取引Bに係る控訴人の貸付債権52万3109円は相殺により消滅し、その範囲で本件取引Aによる被控訴人の不当利得返還請求権は消滅したから、被控訴人の控訴人に対する不当利得返還請求債権額は、179万5151円（過払金残元金141万7404円と過払利息残額37万7747円の合計）となる。

(5) 以上によれば、被控訴人は、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金179万5151円及びうち過払金残元金141万7404円に対する平成16年9月25日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による法定利息の支払請求権を有するものと認められる。

2 不法行為について

(1) 証拠（甲1の1から5、甲2の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、司法書士の村越仁（以下「村越」という。）は、被控訴人から被控訴人の債務についての任意整理を依頼され、控訴人を含む被控訴人の債権者らに対し、平成17年8月4日付けの「事件受任通知書」を送付したが、その通知書には、「金銭消費貸借契約書・基本契約書、貴社（殿）との貸金についての全ての取引明細書」を郵送あるいはFAXで回答することを求める旨の記載がされていたこと、村越は、更に控訴人に対し、同月17日付けの「保有個人情報開示請求書」を送付して、同書面到達後7日以内に被控訴人とのすべての契約の当初に遡る取引履歴を開示するよう求めたこと、これに対し、控訴人は、同月24日、村越に対し、平成13年10月26日以降の取引履歴をFAXで送付したこと、そこで、村越は、FAXで控訴人に対し、平成17年8月25日及び同年9月12日の2回にわたって、平成13年10月26日以前

の取引履歴の開示を請求したところ、控訴人は、平成17年9月13日、村越に対し、昭和63年5月9日以降の取引履歴をFAXで送付してきたこと、その後、村越は、平成17年9月20日、控訴人に対し、昭和63年5月9日以前の取引履歴及び平成4年1月17日以降平成13年10月26日までの取引履歴の開示を要求したが、控訴人は、上記村越が要求する期間の取引履歴は保存していないとして、その要求に応じなかったこと、そこで、被控訴人は、平成17年9月28日、本件訴訟を提起したことが認められる。

(2) 控訴人は、昭和63年5月9日より前の取引履歴を保存所持していないと主張する。

確かに、上記の取引履歴は、被控訴人が控訴人に最初に開示請求した時期から17年余り前のものであり、貸金業法19条、同施行細則17条1項で定める帳簿保存期間の3年も、平成17年法律第87号による改正前の商法36条による商業帳簿の保存期間である10年も経過していると認められる。

しかしながら、控訴人が保存していた本件取引Aの取引履歴上には、昭和63年5月9日時点の残高として51万7452円の記載がされており（乙1）、控訴人の本件取引Aについての計算（取引）は、同日以降の被控訴人の弁済金を上記取引履歴記載の残高に対する弁済とし、その残高は平成4年1月17日の被控訴人の弁済をもって完済・消滅したものとして行われているものであることは、乙1及び弁論の全趣旨により明らかである。この事実からすると、控訴人は、昭和63年5月9日より前から行っていた被控訴人との取引と本件取引Aとを一連のものとして取り扱っていたものと推認される。そうであれば、昭和63年5月9日より前の取引の履歴と本件取引Aの履歴は一連のものであり、その後半部分（本件取引A）の履歴を残してその前の部分の履歴を廃棄するということは、特段の事情のない限り、考え難いといえる。しかし、そのような特段の事情があったことを認め得る証拠はな

い。こうして見ると、控訴人が本件取引Aの取引履歴を保存している以上、それと一連の関係にある昭和63年5月9日より前の取引履歴も保存していた蓋然性は高く、控訴人は、これを、村越から開示請求をされた当時保存していたものと認めることができる。

- (3) 貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にあつたと認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間を経過して保存しているものを含む。）に基づいて開示すべき義務を負うものと解すべきである。そして、貸金業者がこの義務に違反して取引履歴の開示を拒絶したときは、その行為は違法性を有し、不法行為を構成するものというべきである（最高裁判所平成17年7月19日第三小法廷判決・民集59巻6号1783頁参照）。

これを本件についてみると、本件取引A及び本件取引Bについての各取引履歴については、控訴人は村越から何度も開示請求を受けているが、本件取引Bの取引履歴については最初に請求を受けてから20日位後に、本件取引Aの取引履歴については最初に請求を受けてから約39日後にそれぞれ開示しており、本件取引Aの取引時期が平成4年以前の古いものであつて、控訴人においてその調査にある程度の日数を必要としたであろうと考えられるから、控訴人の上記開示部分に関する対応については、控訴人に認められる取引履歴開示義務に違反してこれを拒否したものであるとまでいうことはできず、違法性を有するものとは認められない。

しかし、本件取引Aと一連の取引といえる昭和63年5月9日より前の取引履歴については、控訴人は、被控訴人より委任を受けた村越から開示請求を受けながら開示せず、これを拒絶したものであるとすべきであり、この控訴人の対応は、不法行為を構成するものというべきである。

- (4) 上記認定の控訴人の不法行為（昭和63年5月9日より前の取引履歴につ



いての開示拒絶)の内容等上記認定の諸事情を総合考慮すれば、被控訴人が控訴人の不法行為により被った精神的苦痛に対する慰謝料は20万円が相当と認められる。

したがって、控訴人は、被控訴人に対し、上記慰謝料20万円及びこれに対する不法行為後の平成17年10月12日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務がある。

3 以上によれば、被控訴人の請求はすべて理由があり、これを認容した原判決は相当である。

よって、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 竹 中 省 吾

裁判官 竹 中 邦 夫

裁判官 矢 田 廣 高



これは正本である。

平成18年7月13日

大阪高等裁判所第7民事部

裁判所書記官 米田 稲

